

No.	質問	回答
1	電子申請で届出等を行うことで、費用は発生しますか？	電子申請による費用は発生しません。
2	電子申請は事前に書類を作成して添付する方式のみですか？	届出等の種類によっては、申請フォームに入力し届出書等（表紙）を作成できるものもあります。 （申請書表紙を作成できるものの例） ● 防火・防災管理者選任（解任）届出書 ● 消防計画作成（変更）届出書 ● 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 ● 自衛消防訓練通知書 ● 改善報告書
3	電子申請で添付する書類のファイル形式は、WordやExcelでも可能ですか？	原則PDF形式のみ添付可能としています。 ただし、免状の写しや改善状況の写真などの添付が必要な届出等についてはJPEG形式等の添付を可能としている手続きもあります。
4	「こまつ電子申請サービス」の使い方を教えてください。	こまつ電子申請サービス「よくあるご質問」のページをご確認ください。 https://apply.e-tumo.jp/help/CITYKM/faq4-2.htm
5	消防法令の届出等をする場合、マイナンバーカードは必要ですか？	消防法令の基づく手続では、マイナンバーカードは必要ありません
6	電子申請をした後、何か連絡がきますか？	電子申請が完了した旨を電子メール（自動送信）にてご連絡します。 また、担当職員が確認（受理）した際には、受理が完了した旨を電子メールにてご連絡します。申請した事実の確認書類は受理完了の電子メールとなります。
7	電子申請を行った手続きの処理状況を確認するには、どうすればいいですか？	こまつ電子申請サービスの「申請状況確認」メニューから「電子申請完了」メールでお送りした「整理番号」・「パスワード」を入力することで、電子申請の状況を確認できます。 ● 利用者IDでログインをしていない状態では、申込内容照会機能にて、申込時に発行された「整理番号」と【パスワード】を入力して、処理状況や過去の履歴を確認できます。 ● 利用者IDでログイン後は、「整理番号」と【パスワード】の入力をせずに、《申込一覧画面》で同内容の確認が可能です。《申込一覧画面》には、過去に行った申込情報が表示されます。
8	電子申請をした後、申請内容の一部に間違いがありました。修正はできますか？	受理完了前の場合は、こまつ電子申請サービスの「申請状況確認」メニューから「電子申請完了」メールでお送りした「整理番号」・「パスワード」を入力し「修正する」を選択し、必要な修正を行ってください。

No.	質問	回答
		受理が完了した後に修正が必要な場合は、お手数ですが消防本部予防課までご連絡ください。
9	電子申請で届出をしたが、届出書の控えに「届出済」の印を押してもらえますか。	電子申請では、届出受付印の押印や副本の返却は押印は行いませんので、あらかじめご了承ください。
10	電子申請の内容の確認や届出書の控えはどこでダウンロードできますか。	こまつ電子申請サービスの「申請状況確認」メニューから「電子申請完了」メールでお送りした「整理番号」・「パスワード」を入力することで、電子申請の内容確認や届出書等（表紙）のPDFダウンロードができます。
11	「こまつ電子申請サービス」で手続きした届出等は防火管理維持台帳等に保存するために、紙に印刷して保管しなければならないですか。	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年総務省令第38号）の規定により、防火管理維持台帳、防災管理維持台帳、消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持台帳等は電子データにより保存又は作成することができます。
12	「こまつ電子申請サービス」で手続きした届出等は消防署の立入検査の際は、印刷し、提示できるよう準備する必要がありますか。	立入検査では、必要に応じて、届出書の内容等を確認しますが、パソコンやタブレット等の画面から閲覧できれば印刷する必要はありません。